

名張市学校生活支援ボランティア募集要項

名張市教育委員会

1. 目的

より身近で親しみやすく開かれた学校づくりの一環とし、地域や保護者の豊富な経験や知恵、様々な特技・趣味等、地域の教育力を積極的に活用しながら、学校教育の一層の充実を図る。

また、保護者及び地域住民が連携し、ボランティアとして学校生活を支援する活動を推進することにより、学校及び地域の活性化を図り地域で子どもを育てていく体制づくりの一助とする。

2. 対象校 市内の小中学校で募集を希望する学校

3. 募集対象者 18歳以上で、市内の小中学校でボランティアを希望する者。 (すでに各校で活動している者も、保険加入の対象となる。)

4. 募集方法

①学校は、各校で学校便り等を活用するなどして、募集を行う。

②市教育委員会は、市の広報等を利用して適宜公募する。

③応募者については、当該校で面接や手続きを行う。

5. 活動内容 各学校で必要な内容を決定する。

〈活動内容例〉

A:登下校時及び校内外活動の安全の支援

B:校舎の補修、除草、美化等の環境整備の支援

C:学校図書館活動の支援(図書の整理、読み聞かせなど)

D:クラブ活動の支援

E:児童への生活支援(車椅子の介助・学習支援など)

F:教科学習・活動の支援(専門技能、英会話、調理・服飾関係の実習、楽器演奏など)

G:教科外活動の支援(体験談、伝統芸能・文化など)

H:動植物の世話の支援

I:児童とのふれあい(囲碁、将棋、昔話、体験談、さまざまな相談など)

6. 決定及び登録

*登録については、応募者が「名張市学校生活支援ボランティア登録申請書」(別紙)を当該校へ提出後、学校が面接等の方法で登録の決定を行い、その(写)を市教育委員会へ提出する。その後、応募者に登録証を発行し、学校を通じて手渡しする。

*学校が独自にPTAや地域に依頼し募集する場合は、この限りではない。ただし、その者についても市教育委員会のボランティア名簿に登録する場合は、申請書(写)を提出する。

*学校生活支援活動中の事故については、「全国市長会市民総合賠償補償保険」を利用することができる。ただし、活動場所までの経路上の事故は対象外である。

7. その他

*学校は、校務分掌に学校生活支援ボランティア担当を位置づける。

*ボランティアや保護者、地域住民等から、ボランティアコーディネーターを依頼し、ボランティア導入の推進にあたる。